

農林水産省告示第 号

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年農林水産省令第 号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六十条第一項第六号から第九号並びに家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項第九号及び別表第二の規定に基づき、昭和十六年六月二日農林水産省告示第千二百二十七号（農林水産大臣の指定する薬品、衛生資材並びに消毒薬及び焼却又は埋却に要した費用を定める件）の一部を改正する等の告示を次のように定める。

平成三十年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一 昭和十六年六月二日農林水産省告示第千二百二十七号（農林水産大臣の指定する薬品、

衛生資材並びに消毒薬及び焼却又は埋却に要した費用を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。

）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第六号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 家畜防疫員が家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三十条及び第三十三条の四に規定する消毒の基準に基づき消毒する場合に用いる薬品</p> <p>ロ 〓 へ（略）</p> <p>二 〓 四（略）</p>	<p>一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第六号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 家畜防疫員が家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第二及び別表第三に規定する消毒の基準に基づき消毒する場合に用いる薬品</p> <p>ロ 〓 へ（略）</p> <p>二 〓 四（略）</p>

第二 次に掲げる告示を廃止する。

一 平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十二号（家畜伝染病予防法施行規則第九

条第二項第九号の農林水産大臣の指定する馬を指定する件）

二 平成十六年六月二日農林水産省告示第千百二十八号（家畜伝染病予防法施行規則別表

第二の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品及び別に定める使用の方法を定める件）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

